

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示
○県営土地改良事業計画を変更した件

三 七

告 示

福島県告示第二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、駒形第三地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和元年九月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和元年九月十八日から
同 年十月七日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
喜多方市役所及び湯川村役場

（農村計画課）